

未公開株などの悪質な投資勧誘について ~その「もうけ話」、大丈夫ですか?(1)

証券取引等監視委員会事務局 証券検査監理官 松田俊明

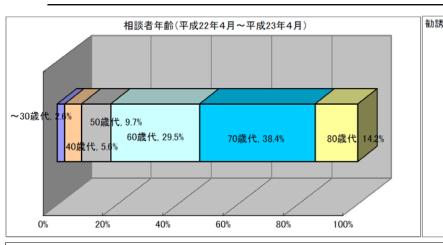


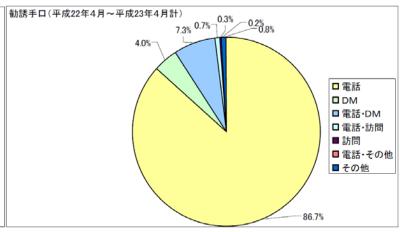
目次

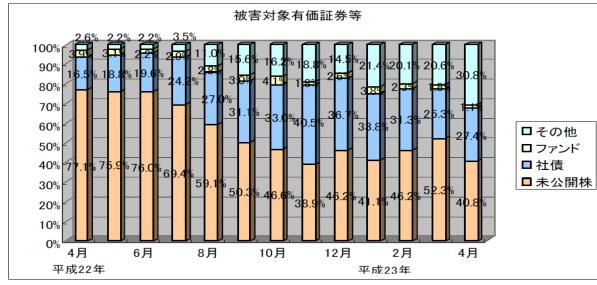
- I. 未公開株コールセンターへ寄せられた相談状況
- Ⅱ. 勧誘手口の例
- Ⅲ. ここに注意しましょう
- Ⅳ. 未公開株取引等の問題に対する対応
- V. 証券取引等監視委員会の調査・検査から(事例)
- VI. 金融商品取引業者等の名称
- Ⅶ. ひとつでも思い当たったら・・・
- Ⅷ. 情報提供は



I. 未公開株コールセンターへ寄せられた相談状況 (平成22年4月~平成23年4月)







出典:日本証券業協会



Ⅱ. 勧誘手口の例(1)

1. 夢のような投資話

- •「値上がり確実」
- •「必ず儲かります」
- 「元本は保証されています」
- ・「銀行に預けるより安心で高利回りです」
- 「貴方だけに特別に譲渡します」
- 「〇〇市に在住の方だけにお譲りします」
- ※必ず儲かるといった夢のような投資話はありません。一般的に、幅広い投資家への未公開株や私募債の勧誘は考えられません(幅広く募集するためには、財務局に有価証券届出書の提出が必要)。
- ※金融商品取引法上、金融商品取引業者は、必ず儲かるとか、元本は保証されているなど「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」「特別の利益の提供を約束する行為」は禁止されています。



Ⅱ. 勧誘手口の例(2)

2. 劇場型

- ⇒複数の業者が登場し、入れ替わりに販売や買取りの勧誘を 行ってくる(後で高く買い取るなどと言い、よい話だと信じこま せる)。
 - ・業者A「X社株を買いませんか?」
 - ・業者B「X社株をお持ちであれば高く買い取ります。」「お持ちでなければ、是非X社株を買って、当社にお譲りください。」
- ※ 登場する業者は2者に限りません。多数の業者から次々に買取り などの電話がくることもあります。
- ※ X社株の買取りが実行されることはなく、A・Bともに連絡がとれなくなることが多い。
- ※ 既存の証券会社の名称を詐称することがあります。



Ⅱ. 勧誘手口の例(3)

3. 被害回復型

- ⇒過去に未公開株などを購入した一般投資家を狙い、被害を 回復してあげると持ちかけたうえで、別の金融商品などを勧 誘。
 - ・「X社株を買い取ってあげます。その代わり、別のAファンドを買ってください。」
 - -「Y社が扱っている金融商品保険に入れば、これまでの社債への投資金額が全額返金されます。」
 - •「手数料をお支払いいただければ、未公開株の買取交渉を 行います。」
- ※ Aファンドを購入したり、手数料などを支払っても、未公開株や社 債などの買取りが実行されることはまずありません。話にのると逆 に被害が拡大します。



Ⅱ. 勧誘手口の例(4)

4. 公的機関装い型

- ⇒金融庁や証券取引等監視委員会など公的機関の職員や関係者を名乗り、 被害調査等の名目で近づき、金融商品を勧誘。
 - 「証券取引等監視員会から調査の委託を受けています。未公開会社である Z社の株をお持ちではありませんか。」
 - 「証券監視委員会のものですが、未公開株の買取りを業者にさせておりま す。」
 - 「金融庁の○○です。A社のファンドはとてもすばらしいファンドです。是非 購入することをお勧めします。」
- ※ 金融庁などの職員が個別に投資家へ連絡し金融商品を勧めることはあり ません。また、被害の調査をすることはありませんし、業者にその委託をす ることもありません。
- ※ 証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

 - ·証券監視委員会 ·NPO法人 証券等監視委員会
 - 証券取引監查委員会 証券取引監視協会
- ※ 実際の勧誘は、これらの手口が複合的に組み合わされるなど様々です。 巧妙な勧誘にくれぐれもご注意してください。



Ⅲ. ここに注意しましょう

- ✓ 電話での勧誘などには、すぐに応じない。
- ✓ もうけ話を安易に信じない。
- ✓ 買取りを実行されることはまずない。
- ✓ 過去に取引経験のある投資家は特に注意する。
- ✓ 信頼できる業者、発行会社か調べる。
- ✓ 株式や社債の販売ができるのは、登録を受けた証券会社などの金融商品取引業者と株式や社債の発行会社だけ。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性大。
- ✓ 未公開株の勧誘は、日本証券業協会の協会員は原則禁止。
- ✓ 公的機関を名乗るケースは注意する。
- ✓ 高齢者の被害が多いので、家族や地域で見守ること。
- ✓ 被害にあったと思ったら、ひとりで悩まずに、早めに家族や 公的機関に相談を。



IV. 未公開株取引等の問題に対する対応

- 1. 被害の未然防止に向けた広報(リーフレットやガイドブック等) http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html
- 2. 被害の拡大防止に向けて
 - 無登録業者や無届募集を行っている者に対する警告
 - 無登録業者等の名称の周知
 - ・調査、検査、裁判所に対する申立て
- 3. 被害の回復に向けて
 - ・犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する 法律
 - ・民事ルールの創設(無登録業者が未公開株などの売付けを行った場合、その売買契約を無効に)

等



V. 証券取引等監視委員会の調査・検査から(事例)

1. 告発

・無届で社債券を募集していた㈱丸美について、法人及び代表取締役の刑事告発(平成23年2月9日)

2. 課徴金

・同じく無届で社債券を募集していたワールド・リソースコミュニケーション(株)について、課徴金納付命令の勧告(同年4月15日)

3. 裁判所への申立て

・無登録でファンドの募集・私募及びその出資金の運用を 行っていたジャパンリアライズ(株)について、法人及び代表取 締役等の裁判所への緊急差止命令の申立て(同年4月28 日)

(注)同社は、適格機関投資家等特例届出業者



W. 金融商品取引業者等の名称

- ▶ 金融商品取引業者 http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html
- 無登録で金融商品取引業を行う者 http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html
- ★ 金融商品取引業者と紛らわしい商号等を使用する者 http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/ruiji.pdf
- 有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者 http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yukashoken/ichir an.pdf
 - ※掲載されていない者でも、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますし、金融商品取引業者と紛らわしい商号等を使用する者や、有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者があり得ますので、ご注意ください。



位. ひとつでも思い当たったら・・・

- ▶ まったく聞いたことのない業者から勧誘されたが、証券会社など金融商品取引業者としての登録が確認できない。
- 買取業者、アドバイザーなどを名乗る業者から、「買い取ります」などの勧誘を受けた。
- 業者から「必ず儲かる」など根拠のない勧誘を受けた。
- 業者は、「上場時期や上場市場が決定している」と説明するだけで、 主幹事証券会社や監査法人を教えない。
- 以前、未公開株を購入したことがあるが、今回は、そのとき購入した業者とは別の業者から勧誘された。
- 別の業者からタイミングよく連絡があり、「その株を買い取る」とか「その株は必ず値上がりする」などと言われた。
- 買取業者から、「買取単位(取引単位)まで買い増しして下さい」と 言われている。
- 業者が、「金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託、指示などを受けている」と説明している。
- ▶ 金融庁や財務局、証券取引等監視委員会、消費生活センターなど の公的機関や、それを連想させるような名称を使用している。



四. 情報提供は

▶ 証券取引等監視委員会

tel: 03-3581-9909

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

▶ 金融庁(金融サービス利用者相談室)

tel:0570-0161811

IP電話・PHSからは:03-5251-6811

▶ 財務局

関東財務局 tel:048-600-1154(1293)

その他各財務局

▶ 消費者ホットライン(国民生活センター)

tel: 0570-064-370

警察庁(警察総合相談電話番号)

tel: #9110(全国共通)

▶ 日本証券業協会(未公開株コールセンター)

tel: 0120-344-999

※業者や営業員の名前、住所、連絡先、勧誘を受けた(または投資した)商品の具体的内容(勧誘資料や契約書等)、投資金額、勧誘の手口、業者の銀行口座情報など、可能な限り具体的な情報提供をお願いします。